

改正

令和4年5月25日教委訓令第2号

泉崎村放課後子ども教室推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後や学校の休業日において、小学校等の施設を使用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う泉崎村放課後子ども教室推進事業（以下「子ども教室」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 子ども教室の実施主体は、泉崎村教育委員会とする。ただし、事業の一部又は全部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会教育団体等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 子ども教室の事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後等における地域の子どもの安全で安心な活動拠点の確保に関する事。
- (2) 地域の大人の参画による子どもたちへの様々な学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の提供に関する事。
- (3) 様々な学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通しての子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の育成に関する事。
- (4) 地域の子子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関する事。

(実施場所)

第4条 子ども教室は、小学校施設や児童館等の公共施設で行うことができる。

(実施日及び実施時間)

第5条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する休業日を除く。）原則として小学校の授業終了時から午後6時30分までとする。

(2) 土曜日及び泉崎村公立小・中学校管理規則（昭和54年3月17日規則第3号）第10条第1項に規定する学校の休業日は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める時は、実施場所の施設管理者と協議の上、実施日又は実施時間を変更することができる。

(対象者)

第6条 事業を利用できる児童は、事業を実施する小学校区（以下「実施校区」という。）に在住する児童とする。

(参加登録)

第7条 子ども教室に参加しようとする児童の保護者は、安全確認等のため泉崎村放課後子ども推進事業参加登録申込書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(コーディネーター)

第8条 事業の総合的な調整を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動プログラムの企画に関すること。
- (2) 学校・関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 児童の保護者に対する利用の呼びかけに関すること。
- (4) ボランティア等の地域の協力者の確保、登録及び配置に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業との連携についての調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(実施体制)

第9条 子ども教室は実施校区ごとに、学習・体験・交流活動の指導を行うため、各子ども教室に教育活動推進員を置くことができる。また、児童の安全管理を行うため、各子ども教室に教育活動サポーターを置くことができる。

2 教育活動推進員や教育活動サポーターのほか、子ども教室に応じて、講師を置くことができる。

3 教育活動推進員や教育活動サポーターに登録を希望する者は、泉崎村放課後子ども教室事業推進員・サポーター登録申込書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(運営委員会)

第10条 事業の運営方法等を検討するため、泉崎村放課後子ども教室推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 事業計画の策定に関すること。
 - (2) 安全管理に関すること。
 - (3) 広報活動に関すること。
 - (4) 教育活動サポーター等の地域の人材確保に関すること。
 - (5) 活動プログラムの企画に関すること。
 - (6) 事業実施後の検証及び評価に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。
- 3 運営委員会は、代表委員をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 泉崎村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）
 - (2) 学校関係者
 - (3) P T A関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 教職員関係者
 - (6) 放課後児童クラブ関係者
 - (7) 子ども教室関係者
 - (8) 公民館関係者
 - (9) 地域関係者
 - (10) 行政関係者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 5 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。
- 7 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 8 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 9 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

- 11 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 12 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 13 委員長は、必要があると認める時は、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 14 運営委員会の庶務は、生涯学習担当において処理する。
- 15 運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(運営委員会委員等の謝金)

第11条 運営委員会の委員やコーディネーター及び教育活動推進員や教育活動サポーター並びに講師に対する謝金の額は、別表第1に定める額を上限とし、当該役割の従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。

(守秘義務)

第12条 事業に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(保険加入)

第13条 事業を利用する児童は、原則として傷害保険に加入するものとし、その費用は当該児童の保護者（以下「保護者」という。）が負担するものとする。

(費用負担)

第14条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、材料費等の実費については、保護者から徴収することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月25日教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

別表第1（第11条関係）

種別	支給区分	金額
コーディネーター	1時間当たり	900円
教育活動推進員（活動指導員）	1時間当たり	700円

教育活動サポーター（安全管理員）	1 時間当たり	700円
講師（個人）	1 回当たり	3,000円
講師（団体）	1 回当たり	5,000円
講師（各種団体等）	1 回当たり	規定金額
運営委員会	1 回当たり	1,500円

第 1 号様式（第 7 条関係）

泉崎村放課後子ども教室推進事業参加登録申込書

平成 年 月 日

泉崎村教育委員会教育長 様

申込者氏名 ㊟

放課後子ども教室推進事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		性別	男・女	生年月日	・ ・	学校名	
児童氏名						学年・組	

住 所	〒				
保護者氏名				電話番号	
緊急連絡先	氏名 1・続柄			電話番号	
	氏名 2・続柄			電話番号	
	氏名 3・続柄			電話番号	

第2号様式（第9条関係）

泉崎村放課後子ども教室事業推進員・教育活動サポーター登録申込書

泉崎村教育委員会教育長 様

申込日 平成 年 月 日

教室名 放課後子ども教室

ふ り が な		性 別	男 女
申 込 者 氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所	〒 —		
連絡先 (自宅電話・携帯 電話番号等)	自宅電話・携帯電話は優先順にご記入ください。 ① ② ③ その他ご希望の連絡先		

※活動できる曜日・時間帯を（○で囲むか時間を記入してください。）	
都合のよい日は	（ 月 火 水 木 金 土 いつでも ）
都合のよい時間帯は	（ 時 分 ～ 時 分 ・いつでも ）